四　情報公表対象支援の内容に関する事項
イ　事業所等の運営に関する方針
ロ　当該報告に係る情報公表対象支援の内容等
ハ　当該報告に係る情報公表対象支援の利用者への提供実績
ニ　利用者等（利用者又はその家族をいう。以下この表及び次表において同じ。）からの苦情に対応する窓口等の状況
ホ　当該報告に係る情報公表対象支援の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応に関する事項
ヘ　事業所等の情報公表対象支援の提供内容に関する特色等
ト　利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
チ　その他情報公表対象支援の種類に応じて必要な事項
五　当該報告に係る情報公表対象支援を利用するに当たっての利用料等に関する事項
六　その他都道府県知事が必要と認める事項

別表第三（第三十六条の三十の四関係）　（新設）

第一　情報公表対象支援の内容に関する事項
一　情報公表対象支援の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
イ　利用者の状態に応じた当該情報公表対象支援に係る計画の作成及び利用者等の同意の取得の状況
ロ　情報公表対象支援の提供開始時における利用者等に対する説明及び利用者等の同意の取得の状況
ハ　利用者等に対する利用者が負担する利用料に関する説明の実施の状況
ニ　利用者等に関する情報の把握及び課題の分析の実施状況
二　利用者本位の情報公表対象支援の質の確保のために講じている措置
イ　重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対する情報公表対象支援の質の確保のための取組の状況
ロ　利用者のプライバシーの保護のための取組の状況
三　相談、苦情等の対応のために講じている措置
相談、苦情等の対応のための取組の状況
四　情報公表対象支援の内容の評価、改善等のために講じている措置
イ　情報公表対象支援の提供状況の把握のための取組の状況
ロ　情報公表対象支援に係る計画等の見直しの実施の状況
五　情報公表対象支援の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携
イ　相談支援専門員等との連携の状況
ロ　主治の医師等との連携の状況
第二　情報公表対象支援を提供する事業所等の運営状況に関する事項
一　適切な事業運営の確保のために講じている措置
イ　従業者等に対する従業者等が守るべき倫理、法令等の周知等の実施の状況
ロ　計画的な事業運営のための取組の状況